

平成31年度 償却資産（固定資産税）

# 申告の手引

申告期限…平成31年1月31日（木）

## 提出先・お問い合わせ先

〒346-8501

埼玉県久喜市下早見 85 番地の3

久喜市役所資産税課 家屋係

T E L 0480-22-1111 （内線 2730）

F A X 0480-23-6905 E-mail shisanzei@city.kuki.lg.jp

※申告書の提出は、直接窓口へ持参、もしくは郵送してください。

※作成済の申告書の提出に限り、久喜市役所のほか、下記の各総合支所でも受け付けしております。

菖蒲総合支所 戸籍市民係  
久喜市菖蒲町新堀38番地

栗橋総合支所 戸籍市民係  
久喜市間鎌251番地1

鷺宮総合支所 戸籍市民係  
久喜市鷺宮6丁目1番1号

◎地方税ポータルシステム（e L T A X）による電子申告も可能です。

◎申告書類等は、久喜市ホームページからもダウンロードできます。

（ただし、複写式ではありません。）

【URL】 [http://www.city.kuki.lg.jp/kurashi/zeikin/kotei\\_shisan/oshirase/shokyaku1.html](http://www.city.kuki.lg.jp/kurashi/zeikin/kotei_shisan/oshirase/shokyaku1.html)



久喜市  
K U K I

本市税行政につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
 さて、固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産の所有者は、毎年1月1日（賦課期日）現在、所有している償却資産を資産所在地の市町村長に申告していただく必要がございます。〔地方税法第383条〕

つきましては、この「申告の手引」をご参照のうえ、申告書を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

## 《目 次》

### 第1章 償却資産について

#### 1. 償却資産の範囲

(1)償却資産とは	1
(2)償却資産の主な種類について	1
(3)申告の対象となる資産	2
(4)申告の対象とならない資産	2
(5)リース資産の取り扱いについて	3
(6)少額償却資産の取り扱いについて	3
(7)建築設備の家屋と償却資産との区分について	4
(8)共同住宅の償却資産について	4
2. 国税との主な違い	6
3. 取得価額における消費税の取り扱い	6
4. 非課税となる償却資産	6
5. 課税標準の特例について	7
6. 税額等の算出方法	
(1)評価額の算出方法	8
(2)課税標準額の算出方法	9
(3)税額の算出方法	9
(4)計算例（概算）	9

### 第2章 償却資産の申告について

1. 申告していただく方	10
2. 申告の方法と提出書類	10
3. 本人確認の実施	11
4. 申告されない方、虚偽の申告をされた方	11
5. 実地調査等のお願い	11
6. 過年度への遡及等について	11

### 第3章 償却資産申告書の書き方

1. 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方	12
2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方	14
3. 種類別明細書（減少資産用）の書き方	16

# 第1章 償却資産について

## 1. 償却資産の範囲

### (1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含む。）をいいます。〔地方税法第341条第4号〕

ただし、鉱業権・特許権・営業権その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税客体である自動車・軽自動車等は除かれます。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方（工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートを貸し付けている方等）が、事業の用に供することができる構築物、機械、器具、備品等を所有している場合は償却資産の対象となり、固定資産税として課税されます。

※「事業の用に供する」とは、必ずしもその資産を自己の事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

### (2) 償却資産の主な種類について

#### <償却資産の種類と具体例>

資産の種類		具体例
1 構築物	構築物	構内舗装(駐車場舗装含む)、門・塀・フェンス・緑化設備等の外構工事、看板(広告塔)、外灯など
	建物附属設備	変電設備、自家発電設備、壁面サイン工事、生産用又は特定業務用の電気設備など
	建物の所有者と異なる者(テナント等)が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備など
2 機械及び装置	金属・印刷等の製造加工設備、土木建設設備、大型特殊自動車でブルドーザーやパワーショベルなど建設機械に該当するもの、その他各種製造設備等の機械及び装置、太陽光発電設備〈個人(住宅用):10kw以上、個人(事業用)及び法人:発電出力は問いません〉など	
3 船舶	漁船、ボート、釣船、貨物船、遊覧船など	
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両)、台車、その他運搬車など(自動車税、軽自動車税の課税客体となるものは該当しません。)	
6 工具、器具及び備品	事務机、椅子、パソコン、陳列ケース、応接セット、医療機器、理容又は美容機器、金庫、複写機、ルームエアコン、サイン看板、自動販売機など	

### (3) 申告の対象となる資産

平成31年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

※申告もれとなりやすい資産ですので、ご注意ください。

- ア. 償却済資産（税務会計上、減価償却を終えて備忘価額のみ帳簿上計上されている資産）
- イ. 建設仮勘定で経理されている資産
- ウ. 簿外資産（帳簿上記載されていないが、事業の用に供することができる資産）
- エ. 遊休資産（いつでも稼働できる状態にある資産）
- オ. 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- カ. 改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産
- キ. リース資産（資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供されているもの）
- ク. 福利厚生のに供する資産
- ケ. 使用可能期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却している資産
- コ. 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産（中小企業者等の少額資産の特例を適用した資産）

注：ケ、コについては、3ページ「(6)少額償却資産の取り扱いについて」をご参照ください。

### (4) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので、申告の必要はありません。

- ア. 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- イ. 無形減価償却資産（特許権、商標権、コンピューターソフトウェアなど）
- ウ. 繰延資産（開業費・試験研究費など）
- エ. 生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告の対象になります）
- オ. 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した資産で、
  - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
  - ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- カ. 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの

注：オについては、3ページ「(6)少額償却資産の取り扱いについて」をご参照ください。

## (5) リース資産の取り扱いについて

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リースなど) (※1)	× (申告不要)	○ (申告が必要)
売買にあたるようなリース資産 (※2)	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

※1…「通常の賃貸借契約によるリース資産」のうち、資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外ファイナンス・リースなど）については、原則として、その資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

リース会計基準の変更により、税務会計上は売買取引として取り扱われますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のおり申告義務はリース会社にあります。

※2…「売買にあたるようなリース資産」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価によって譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

注：割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合（所有権留保付売買）においても、原則として買主の方が申告することになります。

2 ページ「(4) カ」に該当する、取得価額が 20 万円未満のリース資産は課税客体とはなりません。

## (6) 少額償却資産の取り扱いについて

少額資産は、税務会計（法人税・所得税）の処理（償却方法）に応じて、取り扱いが異なります。下の表で○のついている資産は、償却資産の申告対象になります。

償却方法 取得価額	個別減価償却	中小企業特例 (※1)	一時損金算入 (※2)	3年一括償却 (※3)
10万円未満	○	△(※4)	×	×
10万円以上 20万円未満	○	○		×
20万円以上 30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

※1…租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の規定により、取得価額が10万円以上～30万円未満の資産を一時に損金（必要な経費）に算入するもの

※2…法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条の規定により、取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満の資産を一時に損金（必要な経費）に算入するもの

※3…法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項の規定により、取得価額が20万円未満の資産を3年で均等償却するもの

※4…旧租税特別措置法第28条の2又は第67条の8の規定により、取得価額が10万円未満で中小企業の特例を適用した資産は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得したもののみ、償却資産の申告対象になります。

## (7) 建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取り扱いでは、事業の用に供するために家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外（構造的に簡単に取り外しが可能なもの等）については償却資産として取り扱われます。

ただし、家屋に含める資産であっても、テナント等が取り付けした家屋の附帯設備（特定附帯設備）は、償却資産としてテナント等が申告をする必要があります。

### 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。詳しくは、5ページの〈附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について〉をご覧ください。

### 家屋と設備等の所有者が異なる場合

家屋の所有者以外の方（テナント入居者等）が取り付けした内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外の方（テナント入居者等）がその事業の用に供するために取り付けしたものについては、その資産を取り付けた方（テナント入居者等）を所有者とし、家屋の附帯設備を償却資産として申告していただく必要があります。

### 〈附帯設備（建築設備）の課税区分と納税義務者について（例）〉

取付者	附帯設備	課税区分	納税義務者
家屋所有者	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	家屋	家屋所有者
家屋所有者	受変電設備	償却資産	家屋所有者
テナント入居者	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	償却資産	テナント入居者

## (8) 共同住宅の償却資産について

共同住宅の建物本体部分については、家屋として評価されますが、それ以外の部分（塀、フェンス、緑化施設等外構設備、駐車場舗装、受変電設備、駐輪場等）については償却資産として申告していただくことになります。見積書等を参考に申告してください。

〈附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について〉

区分	家屋に含めるもの ※ (固定資産（家屋）評価基準にあるもの)	家屋に含めないもの (償却資産となる可能性のあるもの)
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>電灯コンセント配線設備</li> <li>蛍光灯用器具、白熱灯用器具</li> <li>出退表示設備</li> <li>呼出信号設備</li> <li>自動車管制装置</li> <li>盗難非常通報装置</li> <li>電話配線設備</li> <li>電気時計配線設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家用発電設備</li> <li>受変電設備</li> <li>ネオンサイン</li> <li>スポットライト、投光器</li> <li>家屋と分離している屋外照明設備</li> <li>分電盤より外側の配線</li> <li>電話機、電話交換機</li> <li>親時計、子時計</li> <li>中央監視装置</li> <li>LAN 配線</li> </ul>
給排水設備 ・ 衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水設備(受水槽を含む)</li> <li>排水設備</li> <li>中央式給油設備</li> <li>衛生設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外給水管、屋外配水管</li> <li>配管のない瞬間湯沸器</li> <li>独立した煙突、給水塔</li> </ul>
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス設備(配管、バルブ、ガスカラン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メーターより外側の配管</li> </ul>
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調設備</li> <li>冷暖房設備</li> <li>換気設備、換気扇、天井扇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ルームエアコン</li> </ul>
運搬設備 ・ 清掃設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>気送管設備</li> <li>事務用ベルトコンベアー設備</li> <li>エレベーター、</li> <li>小荷物専用昇降機</li> <li>エスカレーター</li> <li>窓ふき用ゴンドラ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場用ベルトコンベアー</li> <li>垂直型搬送機</li> </ul>
特殊設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定椅子</li> <li>金庫扉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取り外しの容易な簡易間仕切り</li> <li>夜間金庫</li> <li>機械式駐車場</li> </ul>
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄骨等の非常階段</li> <li>ポーチ、テラス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車置場</li> <li>簡易物置</li> </ul>

\* 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

\* 特定の生産又は業務を行うための給排水・ガス等の各種配管や動力源、熱源等の電気配線、照明設備及びその附帯設備等は償却資産になります。

(例：工場内における製造用機械を動かすための動力配線、機械や製品を冷却するための電気配線や設備、工業用水道配管や汚水処理設備等)

※ 「家屋に含めるもの」の附帯設備のうち、家屋の所有者以外の者（テナント入居者等）がその事業の用に供するために取り付けたものについては、上記の区分に関らず、当該資産を取り付けた者が償却資産として申告する必要があります。



## 2. 国税との主な違い

国税（法人税・所得税）の取り扱いと地方税（固定資産税（償却資産））の取り扱いとの主な違いは、下の表のとおりです。

項目	国税の取り扱い (法人税・所得税)	地方税の取り扱い (固定資産税（償却資産）)
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法)  【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)	原則として、『固定資産評価基準』に定める減価率によります。 (法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳(※1)	認められます	認められません(※1)
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
耐用年数の短縮(※2)	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価格（1円）	取得価額の100分の5
中小企業者等の少額資産 の損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます	金額にかかわらず、 認められません

※1…圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

※2…耐用年数の短縮とは、減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することが出来る制度のことです。

## 3. 取得価額における消費税の取り扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取り扱いの例によって算定します。したがって次の表のとおり取り扱うことになります。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の 取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の 取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

## 4. 非課税となる償却資産

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税非課税規定の適用申告書」をご請求のうえ必要事項を記入し、非課税内容に係わる資料とともにご提出ください。



## 5. 課税標準の特例について

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産をお持ちの方は、特例適用を確認できる資料（届出書、許認可書の写しなど）を添付のうえ、「固定資産税の課税標準の特例に係る届出書」※を提出してください。

〈課税標準の特例適用資産〉（抜粋）

平成30年8月現在

根拠規定		特例対象資産	関係法令及び対象者	取得時期	特例課税率	添付書類
条	項号					
本法 附則 第十五条	第2項 第1号	汚水又は廃液の処理施設	水質汚濁防止法 第2条第2項又は第3項	H30.4.1～ H32.3.31	1/2 (久喜市の場合)	・特定施設設置（使用、変更）届出書の写
	第2項 第2号	指定物質排出抑制施設 ※ドライクリーニング機 (テトラクロロエチレン)	大気汚染防止法 附則第9項	H30.4.1～ H32.3.31	1/2 (久喜市の場合)	・特定施設設置届出書の写 ・仕様書等
	第2項 第3号	ごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項	H30.4.1～ H32.3.31	1/2	・一般廃棄物処理施設設置許可申請書の写
	第2項 第4号	一般廃棄物の最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項	H30.4.1～ H32.3.31	2/3	・一般廃棄物処理施設設置許可申請書の写
	第2項 第5号イ	産業廃棄物処理施設（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項	H30.4.1～ H32.3.31	1/2	・産業廃棄物処理施設設置許可申請書の写
	第2項 第5号ロ	産業廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項	H30.4.1～ H32.3.31	1/3	・産業廃棄物処理施設設置許可申請書の写
	第2項 第6号	除害施設	下水道法 第12条第1項 又は第12条の11第1項	H30.4.1～ H32.3.31	3/4 (久喜市の場合)	・除害施設新設等届出書の写
	第32項 第1号イ	再生可能エネルギー発電設備 ※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備を除く	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 第2条第3項	H30.4.1～ H32.3.31	取得後 3年度分 2/3 (久喜市の場合)	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写
	第43項	経営力向上設備	中小企業等経営強化法 第13条第4項	(機械装置) H29.4.1～ H31.3.31 (工具、器具備品、建物付属設備) H29.4.1～ H31.3.31	取得後 3年度分 1/2	・経営力向上計画の申請書の写 ・認定書の写 ・工業会等による仕様等証明書の写 (リース会社が申告する場合は上記に加え、リース契約書の写・固定資産税軽減計算書の写)
第47項	先端設備等	租税特別措置法 第36条第1項	H30.6.6～ H33.3.31	取得後 3年度分 ゼロ (久喜市の場合)	・工業会証明書の写し ・認定を受けた先端設備等導入計画の写し ・認定書の写し	

\* 上記以外で該当する資産については、久喜市ホームページにてご確認ください。

※ 「固定資産税の課税標準の特例に係る届出書」の様式は、久喜市資産税課にご請求いただくか、久喜市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

## 6. 税額等の算出方法

### (1) 評価額の算出方法

償却資産の評価は、「固定資産評価基準」の規定にもとづき、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基本として、一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産			前年前に取得した資産		
取得価額	×	$(1 - r / 2)$	前年度評価額	×	$(1 - r)$
	=	取得価額 × A		=	前年度評価額 × B

r…耐用年数に応ずる減価率

A…半年分の減価残存率で、下記〈減価残存率表〉の（A）欄の率です。

B…1年分の減価残存率で、下記〈減価残存率表〉の（B）欄の率です。

\* 1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

\* 初年度の評価額は、取得年月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

注：算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

#### 〈減価残存率表〉

\*「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)			前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)			前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

## (2) 課税標準額の算出方法

各資産の評価額を、資産の所在する市町村ごとに合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000円未満切り捨て）となります。

課税標準の特例（7ページ参照）の適用を受ける資産がある場合は、該当する資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額をもとに課税標準額を算出します。

## (3) 税額の算出方法

課税標準額にもとづき、税額を算出します。

課税標準額（1,000円未満切り捨て）	×	税率（1.4%）	＝	税額（100円未満切り捨て）
---------------------	---	----------	---	----------------

※ 償却資産の課税標準額が150万未満の場合は、課税されません。

## (4) 計算例（概算）

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	平成31年度評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	H30.09	2,700,000円	15年	0.142	$2,700,000 \text{円} \times 0.929^{**}$ $= \boxed{2,508,300 \text{円}}$ (平成31年度課税標準額)	12,778,320円 (平成31年度課税標準額)
ルームエアコン	H29.11	500,000円	6年	0.319	$500,000 \text{円} \times 0.840^{**}$ $= \underline{420,000 \text{円}}$ (平成30年度課税標準額) $\underline{420,000 \text{円}} \times 0.681^{**}$ (前年度課税標準額) $= \boxed{286,020 \text{円}}$ (平成31年度課税標準額)	
太陽光発電設備 (再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているもの) 特例率 1/3	H30.05	16,000,000円	17年	0.127	$16,000,000 \text{円} \times 0.936^{**}$ $= 14,976,000 \text{円}$ (平成31年度課税標準額) $-(14,976,000 \text{円} \times 1/3)$ (特例適用の課税標準額) $= \boxed{9,984,000 \text{円}}$ (特例適用後の平成31年度課税標準額)	

※P8<減価残存率表>参照

評価額 = 決定価格 = 課税標準額 (課税標準の特例の適用を受けない場合)

1,000円未満を切り捨て、税率（1.4%）を乗じます。12,778,000円×0.014=178,892円

100円未満を切り捨てます。178,892円→178,800円 (税額)

## 第2章 償却資産の申告について

### 1. 申告していただく方

平成31年1月1日現在、久喜市内に事業の用に供することができる資産を所有している方になります。

休業・廃業等された方、申告書が送られてきた方で償却資産をお持ちでない方も備考等にその旨を記入して申告書の提出をお願いいたします。

### 2. 申告の方法と提出書類

申告書は複写式になっていますので、1枚目の提出用のみ提出してください。

郵送にて申告される方で、申告書控えに受付印の必要な方は、必ず返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。切手が貼られていない返信用封筒の場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

なお、久喜市からお送りしている申告書ではなく、ご自身で作成された申告書の控え用に個人番号が記載されている場合は、番号等も含め情報の漏洩など未然に防ぐ必要性から、簡易書留にて返信できるよう、返信用封筒に簡易書留分も含めた切手を貼り付けの上、同封いただきますようお願いいたします。

#### ○本年度から初めて申告される方（初めて申告書が届いた方）

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（全資産・増加資産用）※ ※は該当のある場合のみ提出
添付書類	・久喜市内に所在するすべての減価償却資産が記載されている書類の写し（例：減価償却明細書・固定資産台帳・確定申告書（収支内訳書）等）
注意点	・平成31年1月1日現在、久喜市内に所有している償却資産を全て申告してください。 ・ <u>償却資産をお持ちでない方は</u> 、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入し提出してください。

#### ○前年度に申告されている方

※前年度までに申告された全ての資産は、平成31年度償却資産種類別明細書に印字されています。

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用）※ ・種類別明細書（減少資産用）※ ※は該当のある場合のみ提出
注意点	・前年中に増加・減少した資産をそれぞれの種類別明細書に記入してください。 ・前年以前に取得した申告もれ資産、移動した資産は種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入し、増加事由・適用欄にその旨を記載してください。 ・増加・減少した資産がない場合は、申告書の備考欄の「2. 資産の増減なし」に○をつけて、 <u>申告書のみ提出</u> してください。

## ○電算処理による全資産申告をされる方

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用）
注意点	・平成31年1月1日現在、久喜市内に所有している償却資産を <u>すべて</u> 申告してください。 ・全資産用種類別明細書には、評価額、決定価額、課税標準額等 <u>すべて</u> 記入してください。

## ○廃業、解散、営業等譲渡された方

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（減少資産用）
注意点	・償却資産申告書の備考欄にその旨を記入してください。 ・営業等譲渡された方は、譲渡先も記入してください。

## 3. 本人確認の実施

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式にマイナンバー（個人番号）・法人番号の記載欄が追加されました。これにより、申告の際は窓口で本人確認（番号確認と身元確認）をさせていただきますので、①番号確認資料と②身元確認資料をお持ちください。郵送による申告の場合は、①と②の写しを添付してください。

① 番号確認資料

「個人番号カード」、「通知カード」、「住民票（個人番号付き）」の写し など

② 身元確認資料

「個人番号カード」、「運転免許証」、「パスポート」 など

※法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合や電子申告（eLTAX）による申告の場合は、本人確認資料の提示・添付は不要です。

## 4. 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされますと地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。期限までに必ず申告をお願いいたします。

## 5. 実地調査等のお願い

申告書受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査・簡易調査（固定資産台帳を郵送していただく調査）を行っておりますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

なお、実地調査に伴って資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正及び追加課税をお願いすることがあります。

ご理解のほど、お願いいたします。

## 6. 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等があった場合は、その年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで（原則として、地方税法第17条の5第5項に基づき、最大5年度分）遡及し、課税の修正をいたします。



# 第3章 償却資産申告書の書き方

## 1. 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

- ◎ 住所、氏名及び取得価額（前年前に取得したもの（イ））は、昨年までの申告に基づいて印字しています。
- ◎ 印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

**<1 住所・2 氏名>**  
 1. 原則として、主たる事務所の所在地を記載します。  
 2. 氏名の横に社印もしくは代表者印を押印してください。

**<3. 個人番号又は法人番号>**  
 ・マイナンバー制度にかかる番号を記載します。  
 ・個人番号は右詰めでご記入下さい。

**<4 事業種目・5 事業開始年月>**  
 4. 事業の内容を具体的に記入してください。複数ある場合は、主たる事業種目を記載してください。また、法人の場合、資本金又は出資金の金額も記載してください。  
 5. 個人の方は事業を開始した年月を、法人の場合は設立年月日を記載してください。

受付印		平成 31 年 1 月 30 日		平成 31 年度		所有者コード	
埼玉県久喜市長 あて		償却資産申告書（償却資産課税台帳）		・記載する必要はありません			
所 有 者	1 住所 (ふりがな) 又は納税通知書送達先	くきししもはやみ 久喜市下早見 85-3 (電話 0480-00-XXXX)		3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	有(無)
	2 氏名 (ふりがな) 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	ぜいむくりーにんぐ かぶしがいいしゃ 税務クリーニング 株式会社 様 代表取締役 久喜 太郎 (屋号 税務クリーニング)		4 事業種目 資本金の金額 ( ) 百万円		9 増加償却の届出	有(無)
				5 事業開始年月		10 非課税該当資産	有(無)
				6 この申告に回答する者の係及び氏名 (電話 )		11 課税標準の特例	有(無)
				7 税理士等の氏名 (電話 )		12 特別償却又は圧縮記帳	有(無)
						13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
						14 青色申告	有(無)
資産の種類		取得価格		15 市内における事業所等資産の所在地		16 借用資産 (有・無)	
		前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	貸主の名称等 栗橋リース 株式会社	
1	構築物	14,000,000	0	1,000,000	15,000,000	① 久喜市 下早見 85-3	
2	機械及び装置	10,000,000	4,300,000	4,650,000	10,350,000	② 久喜市 ... 間録 251-1	
3	船舶	0	0	0	0	③ 久喜市	
4	航空機	0	0	0	0		
5	車両及び運搬具	0	0	0	0		
6	工具、器具及び備品	6,000,000	1,700,000	550,000	4,850,000	事業用家屋の所有区分 ①(自己所有・借家) ②(自己所有・借家) ③(自己所有・借家)	
合計		30,000,000	6,000,000	6,200,000	30,200,000		
取得価額		評価額(ホ)	決定価格(ヘ)	課税標準額(ト)		18 備考(添付書類等)	
前年前に取得したもの(イ)						該当するものに○をつけてください。	
前年中に減少したもの(ロ)						1. 資産の増減あり 2. 資産の増減なし	
前年中に取得したもの(ハ)						3. 該当資産なし	
						4. 解散・廃止・転出のため全件抹消 ( 年 月 日 )	
						平成 30 年 11 月 1 日付、高子変更 旧) ○×クリーニング(株) 新) 税務クリーニング(株)	

**<6・7 応答者の氏名等>**  
 6. 問合せ先となる担当部署、氏名、電話番号を記載してください。  
 7. 税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記載してください。  
 ※内容についての問合せは、こちらに連絡します。

**<8~14 短縮耐用年数の承認等>**  
 ・各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。  
 ※8・9に該当する場合は、承認通知書又は届出書の写しを添付してください。

**<15 事業所等資産の所在地>**  
 ・市内にある事業所等の資産所在地について、記載してください。  
 ・市内に2ヶ所以上の事業所がある場合は、全てを記載してください。

**<16 借用資産>**  
 ・借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。  
 ・借用資産がある場合は、貸主の名称等を記載してください。

**<17 事業所用家屋の所有区分>**  
 ・該当する方を○で囲んでください。  
 ※家屋は個人名義・償却資産は法人所有の場合は借家となります。

**<18 備考>**  
 ・申告内容について、該当する項目の番号を○で囲んでください。  
 ・その他、連絡事項等はこちらに記載してください。

2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

〈資産の種類〉  
・資産の種類に記載する数字は下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

〈取得年月〉  
・年号に記載する数字は右の表のとおりです。  
・年月は資産を取得した年月を記載してください。  
※1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。

番号	年号
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成

〈資産の名称等〉  
・資産の名称を記載してください。漢字・かな混じりで結構です。

〈耐用年数〉  
・法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。  
・中古資産について、見積耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記載してください。  
・短縮耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記載し、承認通知書を添付してください。

〈増加事由〉  
・資産を取得した事由について、該当する番号を○で囲んでください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

所有者コード		所有者名		1枚のうち		整理番号										
008000001		税務クリーニング株式会社		1枚目		9999										
平成31年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）																
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	※課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月					率	コード			
01	1	7	アスファルト舗装	1	4	30	05	1000000	10	0.					①・2 3・4	
02	2	32	乾燥機	1	4	19	09	1650000	13	0.					1・2 3・④	申告もれ分 H20改正前7年
03	2	33	ドライクリーニング機	1	4	30	10	3000000	13	0.					①・2 3・4	特15-2③
04	6	14	液晶テレビ	1	4	22	08	250000	5	0.					1・2 ③・4	H30.3 A市より
05	6	15	パソコン	1	4	29	12	300000	4	0.					1・2 3・④	申告もれ分
06										0.					1・2 3・4	
17										0.					1・2 3・4	
18										0.					1・2 3・4	
小計								6200000								

〈資産コード〉  
・資産の種類ごとに、最後の資産コードの続きから連番で番号を記載してください。（最初の取得は「1」から連番）  
※「平成31年度償却資産種類別明細書」の資産コードを参考にしてください。

〈取得価額〉  
・資産を取得するために支出した金額（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費などの付帯費用を含みます。）を記載してください。  
※圧縮記帳は、固定資産税の評価上認められていませんので、圧縮記帳額を含めた取得価額を記載してください。

〈適用〉  
・当該資産にかかる特記事項として、ア～クのような事項を記載してください。

ア. 課税標準の特例がある資産については、その旨の表示と適用条項。  
（例：特15-2③）

イ. 他の市町村からの移動等により受け入れた資産については、移動の年月。  
（例：H30.3 A市）

ウ. 耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示。  
（例：短縮）

エ. 中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示。  
（例：中古）

オ. 増加償却を行っている資産については、その旨の表示。  
（例：増加）

カ. 資産の申告もれがあった場合は、その旨の表示。  
（例：申告もれ分）

キ. 耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、その旨の表示。  
（例：H20改正前7年）

ク. その他、当該資産の価格の決定に必要な事項。

◎ 種類別明細書（増加資産・全資産用）が不足した場合は、送付した種類別明細書（増加資産・全資産用）をコピーしていただくか、久喜市ホームページから様式をダウンロードしてご使用ください。



### 3. 種類別明細書（減少資産用）の書き方

〈資産の種類〉

・資産の種類に記載する数字は下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

〈取得年月〉

・年号に記載する数字は右の表のとおりです。

番号	年号
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成

・年月は資産を取得した年月を記載してください。

〈減少の事由及び区分〉

ア. 資産の全部が減少した場合  
資産を減少した事由については、該当する番号（1～4）を、区分は「1」を○で囲んでください。

イ. 資産の一部が減少した場合  
資産を減少した事由については、該当する番号（1～4）を、区分は「2」を○で囲んでください。

※事由「4 その他」に該当する場合は、具体的な事由を適用欄に記載してください。

番号	事由
1	売却
2	滅失
3	移動
4	その他

番号	区分
1	全部
2	一部

〈適用〉

・当該資産にかかる減少の具体的な事由等について、ア～オのような事項を記載してください。

ア. 減少資産の申告もれがあった場合は、その旨の表示。  
(例：H29.10 滅失 H30 年度申告もれ)

イ. 資産の一部が減少した場合は、具体的な減少内容及び当該資産の減少後の数量・取得価額。  
(例：3台のうち2台を滅失 残：1台/250,000円)

ウ. 移動により資産が減少した場合は、資産が移動した年月及び移動先。  
(例：H30.5 C市へ移動)

エ. 減少事由が「4 その他」の場合、具体的な減少事由。  
(例：申告誤り C市所在の資産 等)

オ. その他、当該資産が減少した具体的な事由。

所有者コード	平成 31 年度 種類別明細書（減少資産用）	所有者名	1枚のうち	整理番号
008000001		税務クリーニング株式会社	1枚目	9999

  

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要
					年号	年	月				1 売却 3 移動	2 滅失 4 その他	1 全部 2 一部		
01	2	12	プレス機	1	4	04	03	2500000	13	H05	1・2・3・ <b>4</b>	<b>1</b> ・2	H29.10 滅失 H30 年度申告もれ		
02	2	14	シミ抜き機	1	4	16	07	1800000	13	H17	<b>1</b> ・2・3・4	<b>1</b> ・2			
03	6	3	ルームエアコン	2	4	06	10	500000	6	H07	1・ <b>2</b> ・3・4	1・ <b>2</b>	3台のうち2台を滅失 (残：1台/250,000円)		
04	6	9	キャビネット	1	4	20	04	1200000	5	H21	1・2・ <b>3</b> ・4	<b>1</b> ・2	H30.5 C市へ移動		
05											1・2・3・4	1・2			
06											1・2・3・4	1・2			
17											1・2・3・4	1・2			
18											1・2・3・4	1・2			
小計								6000000			← 合計額を申告書の「前年中に減少したもの(口)」欄へ				

↑必ず記載すること

〈抹消コード〉

・当該資産にかかる「平成 31 年度償却資産種類別明細書」の資産コードを記載してください。

・一部減少の場合も、コードの記載をお願いいたします。

〈数量・取得価額〉

・資産の全てが減少した場合は、「平成 31 年度償却資産種類別明細書」を参考に、当該資産の数量及び取得価額を記載してください。

・資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した数量及び金額を記載してください。

※減少後の数量・金額は記載しないでください。

◎ 種類別明細書（減少資産用）が不足した場合は、送付した種類別明細書（減少資産用）をコピーしていただくか、久喜市ホームページから様式をダウンロードしてご使用ください。

提出期限

提出前に次の確認をお願いします。

平成31年1月31日(木)

各項目を確認の上、左のチェック欄に $\bullet$ 点を入れてください。

- 平成31年1月1日現在、事業の用に供することができる資産ですか。
- 決算終了後から1月1日までに取得した資産も申告に含めていますか。
- 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の資産ですか。(※)  
(※ 取得価額20万円未満で、3年間で一括償却するものを除きます。ただし、法人の場合は取得価額が10万円未満のものでも個別に減価償却しているものは、申告対象となります。)
- 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例制度」により、30万円未満の減価償却資産(合計300万円まで)を必要経費又は全額損金算入した資産を含めていますか。
- 種類別明細書(資産名称、種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数)に計算誤り等はないですか。
- 電算処理による全資産申告であっても種類別明細書(全資産用)を添付していますか。
- 屋号、連絡先、担当者名、税理士名等の記入もれ、押印もれはないですか。
- 申告先市町村内に存在する資産ですか。
- 家屋部分の申告が含まれていませんか。
- 申告もれ等による過年度の修正申告が必要ではないですか。
- 去年の申告と前年度の価額は合っていますか。
- リース資産は貸している業者名の記入がありますか。
- 建設仮勘定で経理されている業種で、その一部又は全部が1月1日現在で事業の用に供している資産も含めていますか。
- 簿外資産も含めていますか。
- 貸付事業の用に供している資産も含めていますか。
- 耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産は申告に含めていますか。
- 社宅用、宿舍用等の償却資産で減価償却できる資産も含めていますか。
- 遊休・未稼働資産であっても事業の用に供することができる状態の資産を含めていますか。
- 償却資産の価値を高める費用は、改良費として別に申告していますか。
- テナント入居者が取り付けた建物附属設備は、入居者が償却資産の申告をしていますか。
- 大型特殊自動車も申告に含めていますか。
- 無形固定資産(電話加入権、ソフトウェア等)、観賞用を除いた動物や果樹その他の生物、自動車税、軽自動車税の対象となる自動車等は申告から外してありますか。

## 提出先・お問い合わせ先

久喜市役所資産税課 家屋係

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85番地の3

TEL 0480-22-1111(代表) 内線:2730

FAX 0480-23-6905